

# 狩猟解禁日に パトロールを行いました

毎年、11月15日は狩猟解禁日(一部例外あり)です。

坂井農林総合事務所林業部の職員や鳥獣保護員の方がパトロールを行いました。

狩猟を行ってはいけない場所、狩猟を行ってはいけない時間があります。



日の出から日の入りまでが狩猟を行える時間です。

ふくいの11月15日の日の出は6時31分です。

暗いうちに集合し、猟場に向かいます。

6時31分以前に発砲している猟師がいないかを確認します。

マナーを守って狩猟を行きましょう。

